林業者も使いやすい

中小企業投資促進税制

個人事業主（林業者含む）、資本金１億円以下の法人等の方々については、高性能林業機械など新品の機械等を購入した場合に、通常の減価償却に加え30%を特別償却、または、取得額の７%の税額控除のメリット措置が講じられています。（2025年３月31日までに取得し、事業の用に供した設備が対象）

対象となる方

青色申告者である中小企業者等

中小企業者等とは、
① 資本金または出資金の額が1億円以下の法人、② 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主（林業者含む）、④ 森林組合等

どちらかを選択

特別償却

通常の減価償却に加え、導入した対象設備の取得額の30%を特別償却

特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌年度に繰り越すことができます。

投資初年度の負担が軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。

税額控除

導入した対象設備の取得額の7%を税額控除

控除額は事業所得に係る法人税額または所得税額の20%が上限。上限を上回る場合は翌年度に限り、繰り越すことができます。

中小企業経営強化税制と併せて20%が上限となります。

なお、本措置の対象は、「資本金3,000万円以下の法人・個人事業主」のみです。

対象設備

設備区分	要　件
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
測定工具・検査工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの （事業年度の取得価額の合計が120万円以上のものを含む）
ソフトウエア	一定のソフトウエアの取得価額が70万円以上のもの （事業年度の取得価額の合計が70万円以上のものを含む）

担当部署 問い合わせ先	林野庁　経営課　組合事業班 ［代表］03-3502-8111（内線6083）［直通］03-6744-2288